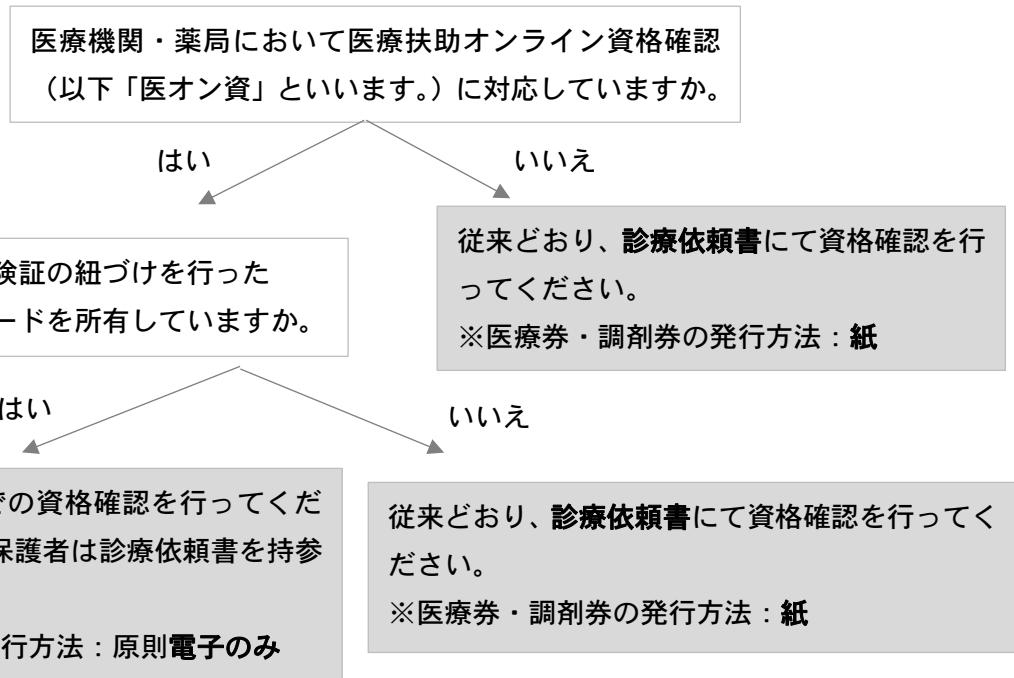


医療扶助オンライン資格確認に関するQ&A（医療機関向け）

問1 被保護者について、来院時、マイナンバーカードでの資格確認を必ず行う必要がありますか。

答 令和8年2月以降の取扱いについて、下記フロー図をご確認ください。



問2 医オン資の運用開始後、紙の医療券・調剤券は廃止されますか。

答 令和8年2月交付分より、医オン資対応済の医療機関を対象に紙の医療券・調剤券を廃止します。

医オン資対応済の医療機関は、厚生労働省のHPで公表されている「医療扶助のオンライン資格確認に対応する医療機関・薬局」で確認できます。当所では、当該HPに記載の医療機関を、医オン資対応医療機関として取り扱います。該当医療機関であって、令和8年2月以降も紙の医療券・調剤券の交付を希望する場合は、福祉事務所までご連絡ください。

※要否意見書は引き続き紙媒体での運用のため、従来どおりの対応が必要です。

<参考>

医療扶助のオンライン資格確認に対応する医療機関・薬局（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25108.html

なお、医オン資システム（医療扶助対応）の導入にあたっては、契約されているシステム事業者に相談のうえ、導入に必要な作業をご確認ください。

問3 オンライン資格確認端末で医療券・調剤券情報を確認する方法を教えてください。

答 各医療機関・薬局で契約されているシステムにより異なるため、契約されているシステム事業者にお問い合わせください。

〈参考〉

医オン資による資格確認方法は大きく分けて、下記のとおり2つの方法があります。

(1) 一人(一件)ずつ個別に確認する方法

資格確認処理を実行した日の属する月に有効な(発行済の)医療券・調剤券情報を取得する仕組みになっており、特に月初に前月分の資格確認を行いたい場合には希望の結果が得られません。

(2) 医療機関コードに紐づく医療券・調剤券情報を一括で取得する方法

まず月を指定し、その月に有効な(発行済の)医療券・調剤券情報をまとめて取得することができます。

(1) では、前月以前の医療券・調剤券情報が確認できること、確認に抜け漏れの恐れがあること及び事務処理の手間が多いことがデメリットであり、一方(2)ではこれらの問題が発生しないことから、(2)の確認方法を推奨しております。

例：3月10日に2月分の照会を行う場合

照会基準日を2月中の日付に設定してください。

照会結果が「委託なし」や「未委託」となる場合は、照会基準日が照会実施日(この場合3月10日)等となっている場合が多くあります。

詳しくは、契約されているシステム事業者にお問い合わせください。

問4 マイナンバーカードでの資格確認は月に1回でよいですか。

答 頻回受診の傾向がある被保護者を把握するため、受診の都度、マイナンバーカードでの資格確認を行ってください。

問5 医療機関への本人支払額が発生した場合の対応はどうなりますか。

答 令和8年3月分の医療券・調剤券から、診療月の前月25日前後に、医療券・調剤券を発券する都合上、その時点では暫定の本人支払額での発券となります。(電子・紙両方)

正しい本人支払額を確定後、診療月の25日前後に、紙にて再送しますので、そちらをご確認ください。

ただし、被保護者の退院時等、再送を待たずに本人支払額を確認されたい場合は、お手数ですが、従

前どおり福祉事務所に電話にてご確認ください。

例：令和8年3月分の本人支払額の確認方法

確定値 ○ 令和8年3月25日前後に再送された紙の医療券

暫定値 × 令和8年2月25日前後に発券された紙又は電子の医療券

問6 電子のみの医療券の継続確認はどのように行いますか。

答 これまで紙で医療券を発行する場合には、医療券受領書が継続確認を兼ねていましたが、電子のみの医療券の場合は、対象者の医療券受領書は発行されなくなります。

電子のみの医療券については、原則6ヶ月毎に発行する要否意見書の返戻にて継続確認を行います。

問7 医療機関・薬局にて医療券・調剤券情報を確認しようとしたところ、「未委託」と表示されました。原因は何でしょうか。

答 該当の被保護者の資格情報は登録されているものの、福祉事務所において有効な医療券・調剤券情報を国サーバー上に登録できていない場合、「未委託」（「医療券/調剤券が登録されていません。」）の旨が表示され、受給者番号・公費負担者番号等が確認できません。

被保護者に、福祉事務所へ受診連絡をするようお声がけいただき、直接福祉事務所宛て電話やFaxにて医療券・調剤券の発行をご依頼ください。従来どおり受給者番号は口頭でお伝えできませんので、医療券・調剤券にてご確認ください。

また、上記「問3 答 例：」に記載のとおり、月をまたいで資格確認を行う際に、照会基準日を正しく設定していない場合にも、同様の表示がされます。詳しくは、契約されているシステム事業者にお問い合わせください。

問8 医療機関・薬局にて医療券・調剤券情報を確認しようとしたところ、「該当なし」と表示されました。原因は何でしょうか。

答 生活保護開始直後等いくつかの理由により、福祉事務所において国サーバー上に資格情報を登録できていないこと等が原因です。福祉事務所へお問合せください。

また、医療機関・薬局にて既存のオンライン資格確認システムの更新・改修を行っておらず、医オンラインを導入していない場合も、同様の表示がされます。

※「医療機関等向け総合ポータルサイト」に掲載されているセットアップ手順書や操作マニュアル等にも解決方法が掲載されています。必要に応じてご確認ください。

また、上記マニュアル等でも解決できない場合は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」のトップページ下部に「オンライン資格確認等コールセンター」について掲載がありますので、ご連絡ください。

<問い合わせ先>

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00 土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

<参考>

医療機関等向け総合ポータルサイト 「手順書・マニュアル」の一覧

https://iryohokenyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365

問9 生活保護の開始・停止・廃止など資格情報に変更が生じた際は、即時に医療機関で資格情報を確認できますか。

答 開始・停止・廃止の登録のタイミングによって、最新の資格情報が確認できないことがあります。
従来どおり、生活保護の開始・停止・廃止時は、定期通院先の医療機関向けにその旨通知しますので、ご確認ください。

問10 被保護者又は医療機関・薬局が福祉事務所へ受診連絡をすれば、即時に医療機関・薬局で医療券・調剤券情報を確認できますか。

答 国のサーバー上への登録作業等に数日要する場合があるため、即時では確認できません。
毎月25日前後に、最新の医療券・調剤券情報を医療機関・薬局で確認することができます。

問11 医療扶助と社会保険を併用している被保護者の資格確認を行った場合、医療機関の画面ではどのように表示されますか。

答 医療扶助と社会保険の両方の資格が表示されます。
ただし、医療保険者や福祉事務所で資格情報の登録が正しく実施されていない場合、資格が表示されない場合があります。

問12 福祉事務所から連携される医療券・調剤券情報の中には、他法の情報も含まれますか。

答 自立支援医療制度や難病医療費助成制度の情報は連携されませんので、従来どおり受給者証等により資格の確認を行ってください。